

平成 29 年度島根県障がい者施策審議会

【第 4 期島根県障がい福祉計画の進捗状況と今後の取組について】

●委員

精神障がい者地域移行・地域定着支援については、国の統計では島根県は上位を占めているが、実感として県内の地域格差がとても大きいのではないかと考えている。入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、圏域ごとに目標が設定されず、なぜ県全体で表されているのか。

○事務局

県計画の多くの項目は、市町村が積み上げた数値を足し合わせたものを目標値・見込量として設定していますが、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標値に関しては、市町村が計画目標値を立てるということになっておらず、県が独自で設定した目標値となります。よって圏域別の目標値はなく、県全体の数値を出しています。

●委員

障がい者手帳の所持者数に関する資料があるが、学校現場では手帳を取得していない子どもが多くなっており、就労の面では非常に大きな問題になっているところがある。全体的には手帳を取得する方が多くなっている傾向のようだが、手帳取得に関してどのような意識を持っているのか。分析的なことが何かあれば教えていただきたい。

○事務局

手帳の取得が十分に進んでいないということの分析までは、はっきりとはできていませんが、企業の法定雇用率に関しては、手帳を所持した方がカウントされるということになりますので、手帳の取得が障がい者の就労を進めていくという意味でも、一層重要性を増してくるという認識を持っております。心と体の相談センター、一義的な窓口の市町村を含めて、周知の仕方はこれからしっかり考えていかなければならないという認識です。

●委員

手帳取得に関しては、早期の段階からいろいろな形でアプローチしていかないといけない。実際、特別支援学校だけではなく高等学校にも発達障がいの子どもたちが増えていて、入学後に手帳を取ったというケースもある。手帳の権利を行使するかしないかは、ご自身、親御さんの判断になるかと思うが、手帳取得のメリットを行政からもしっかりと訴える必要があると思う。

●委員

放課後等デイサービスは、全国的な傾向と同じように急速に利用者数も伸びているし、業者数も増えているというのは実感している。全国的にも問題になっているが質の問題が問われている。島根県の実情としてはどうか。不適切なサービス内容などを把握しているか。

○事務局

毎年実地指導という形で各事業所にうかがっている。県内で大きな不正や不適切事案に関する指導はありません。今年度から国基準が改正になり、人員配置についても基準が厳しくなったり、放課後等デイサービスについてもガイドラインに沿って自己評価をして公表するということになっている。そういうことも指導していきたい。

【島根県障がい者基本計画の改定について】

●委員

あいサポート運動は県内に相当広まっている。メッセージャーとして活動している方もたくさんいらっしゃる。ただ、ビデオは鳥取版を使用しているので、できれば島根版で改定していただくとありがたいと思っているので、よろしく願いたい。

●委員

学校現場では、医療的ケアが必要なお子さんが非常に多くなってきた。人工呼吸器をつけている子どもも、それぞれ圏域には複数名いる。現在訪問教育を受けている方も、いずれ通学に移行される場合もあろう。そのような状況で保護者さんがどういう思いを持っておられるか、しっかりニーズ把握をしていただきたい。

また、出雲市だけの特定の傾向かと思うが、いわゆる日本語支援が必要なお子さんが非常に増えている。いずれこれが島根県全体に増えていくと学校現場、福祉現場がかなり変わってくるのではないかと思う。今回の計画に反映する必要はないのかもしれないが、今後どう支援していくのかは大きな課題になっていくだろうと思う。

●委員

バリアフリー化の推進に関して、トイレに関しては毎年要望を出している。計画34ページの③公共交通機関の充実には、「車椅子利用者用トイレ」という表記になっているが、車椅子利用者だけでなく、「多目的トイレ」という表記にしてもらおうとよい。誰でもどんな年代の方にも使えるという表現にかえてもらって、皆さんに知ってもらえるようにしていただきたい。

○事務局

計画改定の際、今いただいたご意見を踏まえて、今後検討したいと思います。

●委員

今年の 2 月くらいにヘルプマークの活用について検討されているという記事が新聞に出ていたが、その後の状況はどうか。

○事務局

障がいを表すマークに関して関係団体へアンケートを実施したところ、様々なご意見をいただいたが、概ね普及はしていくべきという意見をいただいております。県としては、今、主流となりつつあるマークを見極め、できる限り早い段階で周知を図っていきたいというように考えています。

●委員

足こぎ車いすというものが注目されている。筋萎縮症で片足動かない人も、この自転車を片方の足でこぐようになると、反対側の足も動くようになると実証されている。高額であり個人では購入が難しいため、購入費用の援助をいただきたい。

○事務局

ご意見受け止めまして、どのような対応ができるのか考えてまいりたいと思います。

●委員

現行の障がい者基本計画の表紙に、障がい者アートが使用されており、大変よいことだと思う。是非、次の基本計画にも積極的に障がい者アートを活用していただきたい。毎年すばらしい作品が出ており、励みになるので、いろんな場面で取り入れていただきたい。

●委員

障がい者の雇用率は、来年 4 月 1 日から法定雇用率が上がる。民間は、2.0%から経過で 2.2%、その後 3 年以内に 2.3%になり、国、地方自治体は 2.3%から経過で 2.5%、3 年以内にまた 2.6%になる。新たな雇用率については県とともにいろんな部分で周知を強化していきたい。また、定着支援も非常に重要であり、頑張っていこうと考えています。関係の皆様にはよろしくお願ひしたい。

【第5期島根県障がい福祉計画及び第1期島根県障がい児福祉計画の策定について】

●委員

第5期計画には、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定というのがある。県障がい福祉課の協力のもとに医療従事者ネットワーク会議を開催しており、かなりネットワークができていないかと思う。毎回、小児科医が10数名、福祉事業所の方など様々な方が参加していただいて、重症児の地域での生活について課題を解決していくような会を毎年2回ずつ開催している。この会が計画にある協議の場に移行されるとうれしいが、そういうお考えはあるか。

○事務局

ネットワーク会議については、県も市町村も出席させていただいているところです。今後、県が行う会議ということになりますので、どういう形で協議会を開催していくかということ、今後、一緒に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●委員

相談支援専門員の研修等について、受講者はいても、実際、相談支援専門員の実務に就いている人たちが少ないというのが現状。今後、初任者研修、現任者研修の国の告示の時間数も増え、主任相談支援専門員という形での研修が31年度から県が実施することになるが、どういう形で相談支援専門員の資質向上に寄与させていくのかということについて、具体的に一緒に考えていただけたらと思う。

もう1点、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、地域移行や地域定着支援が、個別給付になっており、各医療機関にどこの市町村の人が入院しているのか、それは長期入院の人がどのくらいいるかということ、まずは把握することが大事。そのうえで相談支援専門員が地域移行支援できないのは、見込量がわからず、どのくらい相談支援事業所に収益が上がるのかも不明確なまま人員を増やすわけにはいかないという事業所の事情もあることから、きちんと圏域の数値目標を出していただけたらと思っている。各市町村で地域移行支援、地域定着支援を個別給付しているので、圏域、保健所が把握する各病院にどのくらいの人が入院しているかは、630調査で把握できるはずですので、具体的な数値を挙げていただき、そのために相談支援がどれくらい充実しないといけないのかということを含めて計画の中に入れていただけたらと思う。

○事務局

現在、国で研修制度の見直しの計画がなされているところです。本県でも31年度からの新しい相談研修の内容については国の見直しを踏まえて、専門員協会さんをはじめ、関係者の方と相談・協力し構築していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●委員

相談支援従事者研修について、相談支援従事者初任者研修終了後、5年の間に一回現任者研修を受講しなければ、その資格を喪失するということがある。法人の中での異動や施設内のサービス管理責任者への就任ということもあり、4年間で相談支援専門員の経験をしていない職員もいるという現状がある。相談支援のサビ管をやっている職員は、すぐにも相談支援ができると思っており、そのような職員が、5年間で現任者研修を受けなければ、なぜまた最初から初任者研修を受けなければいけないのか、それがどうしてそのようになったのかということと、国との関係もあると思うが、改善の検討はいただけないのかという点についてお聞きしたい。

○事務局

障害者総合支援法の中で、相談支援専門員が初任者研修を終了して5年間の間に一回以上現任研修を受けないと失効してしまう、もう一回初任者研修を受けなおしてもらうということになっています。現任者研修は、本県では初任者研修受講者で現に相談支援業務に従事している方、または5年以内に従事経験がある方を受講対象としております。これは、一つは現に相談支援に携わっている方のスキルアップ、資質の向上というのを目的としたということ、それから、現任研修に出られた方は新しい従事者を指導してもらうような実践力のある方の養成を求めているところでございます。そういう観点から現任者研修の受講要件を設定しております。

【島根県障がい者差別解消支援地域協議会の取組について】

質疑なし

【障がい者就労施設等からの物品等の調達について】

質疑なし

【障がい者事業主双方のニーズ調査の概要について】

質疑なし